

オオイタカテテ！メンバー登録制度運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、高等学校等卒業後から29歳を迎える年度末までの若者に対して、大分県内での就職に役立つ情報等を発信することで、大学等卒業時または転職時等の県内就職を後押しする「オオイタカテテ！メンバー登録制度」の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
(提供するサービス等)

第2条 知事は、オオイタカテテ！メンバー登録制度の登録者に対して、大分県内での就職に役立つ情報を郵送又はメールで提供するものとする。
(登録料等)

第3条 オオイタカテテ！メンバー登録制度の登録料及び情報料は、無料とする。
(登録対象者の要件)

第4条 オオイタカテテ！メンバー登録制度の登録対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高等学校等卒業後から29歳を迎える年度末までの若者
- (2) 大分県内での就職を検討する者

(登録手続)

第5条 オオイタカテテ！メンバー登録制度へ登録しようとする者は、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要な事項を入力し、登録を申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受け付けたときは、登録システムに申請のあった情報を登録するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、大分県内の高等学校等に在籍する者は、別に定める申込書に必要な事項を記載し、登録を申請することができる。
- 4 知事は、前項の申請を受け付けたときは、必要事項を登録システムへ登録するとともに、登録を申請した者に登録システムへのアクセスに必要となる仮アカウントと仮パスワードを発行するものとする。
- 5 前項の規定に基づき、仮アカウントと仮パスワードの発行を受けた者は、高等学校等卒業後におおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要な事項を入力し、追加情報の登録を申請するものとする。
- 6 知事は、前項の申請を受け付けたときは、登録システムに申請のあった情報を登録するものとする。
- 7 第3項による申込書は、登録システムへ登録した翌年度末に個人情報等が判読できないように確実な方法で処分するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 知事は、オオイタカテテ！メンバー登録制度への登録の際に収集した個人情報（以下「登録情報」という。）を大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

（登録期間）

第7条 オオイタカテテ！メンバー登録制度の登録期間は、登録者の高校卒業年度から起算して12年経過後の年度末までとする。

2 登録期間満了前にオオイタカテテ！メンバー登録制度から退会しようとする者は、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、退会を申請するものとする。

3 前項の規定に関わらず、知事は、登録者のうち高校等卒業後に大学等に進学した者を対象として登録上の大学等卒業年度の翌年度に登録継続の意向を確認することとし、継続意向を示さない登録者については退会を申請したものとして取り扱う。

4 知事は、前2項の申請を受け付けたときは、退会を申請した者の登録情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（登録内容の変更）

第8条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、登録情報の変更を申請するものとする。

（登録の取消）

第9条 知事は、虚偽の登録情報を申告するなど、オオイタカテテ！メンバー登録の登録者としてふさわしくない行為を認めたときは、登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

（事務局）

第10条 オオイタカテテ！メンバー登録制度の事務局は、大分県商工観光労働部雇用労働政策課に置く。

（雑 則）

第11条 この要領に定めるもののほか、オオイタカテテ！メンバー学生登録制度の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月22日から施行する。